

『技術マネジメント研究』誌
Yokohama Journal of Technology Management Studies
投稿規程

2001年8月1日制定
2003年5月1日改定
2011年5月1日改定
2019年6月1日改定
2021年6月1日改定

- (1) 投稿の資格は、横浜国立大学技術マネジメント研究学会会則第5条に定められた普通会員、学生会員、並びに会員以外で、技術マネジメント学、経営学、経済学、社会学、人文科学その他、関連連諸科学を専攻する研究者とする。
- (2) 掲載稿は、「論文」「研究ノート」「資料」「書評」その他とする。必要に応じ、そのほかのジャンルや掲載形式を定める（「学会展望」、「翻訳」など）。
- (3) 投稿形式は、邦文、英文、その他とする。
- (4) 「論文」「研究ノート」「資料」などについては、邦文では横書き、各ページ48字×39行で、15ページ以下（全体の文字数換算で25,000字程度以下）とする。「書評」は4,000字以下とする。英文では、各ページシングルスペース39行で、15ページ以下（単語で10,000語程度以下）とする。これを超える原稿の投稿については、編集委員会が短縮や一部削除を求めることがある。
- (5) 投稿の際は、所定の執筆要領に従って原稿に、題名・氏名・所属（邦文並びに英文）と、アブストラクト（邦文600字以下、並びに英文300語以下）を添え、原稿データ（PDF）並びに投稿申し込み書を提出するものとする。
所定の書式に従わない原稿は採用しない。また原稿提出後に、編集委員会が書式の遵守修正を求めることがある。
※詳細は執筆要領参照のこと。
- (6) 図版等の掲載は必要最小限にとどめる。写真の掲載は必要な場合認めるが、巻末一括掲載といった形になることを承知する。図版、写真等はデジタルデータで入稿する。
- (7) 投稿原稿に対しては、編集委員会がレフェリー査読員を委嘱し、審査を依頼、その査読審査の結果に基づき掲載の可否を決定する。その結果は速やかに投稿者に通知する。
- (8) 掲載稿については、横浜国立大学学術情報リポジトリに電子ジャーナルで公開される。著作権はレポジトリ登録後の著作権は著者並び当事務局が保持する。
- (9) 原稿の送付先・投稿に関する問合せ先

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番7号
横浜国立大学大学院環境情報研究院技術経営資料室内
横浜国立大学技術マネジメント研究学会事務局

メール mot-common@ynu.ac.jp